

# 卸売制度破壊＝大手の流通独占で、生産者の買い叩き＝地域経済破壊、 消費者は安全で適正な価格の食料選択が不可能に！！

## 卸売市場法「改正」は卸売市場制度廃止に等しい

政府、財界から長年にわたり「こんなものは邪魔だ」と言わんばかりの非難を浴びせられていた卸売市場法が、昨年とうとう、財界の望んで来た通りの満額回答で「改正」されました。しかし、政府は「改正」したとは言いますが、その内容を見れば一目瞭然、**卸売市場制度の廃止**というのが**実態**です。何故なら、卸売市場が、農水産物の社会的な建値を示し、大手企業などによる価格の吊り上げ、その一方で、**農水産物の生産者に対する大手による買い叩きを防止し、地域経済と地域生活の健全化に果たして来た根拠**となる条文を、丸ごと全部削除した、これが卸売市場法「改正」なるものの真実の姿だからなのです。ほぼ卸売市場取引にしか見ることの出来ない、経済用語で言われる「完全競争原理」を中軸とした、公正価格形成のための取引の仕組みを政府は「こんなもの要らない」とカナグリ捨てたのです。

## なぜ、このような法「改正」をしたのか

何故政府はこのようなことをしたのでしょうか。既に多くの研究者や専門家の方などから指摘されているように、政府はこれからエンジン全開で推進したい TPP、FTA 体制による**多国籍資本**を先頭にした**財界の更なる利益拡大のため**には、邪魔になる法律を日本の法体系から全て放逐したいと考えているからなのです。政府は、そんなことをしたら**国民の圧倒的多数が命と暮らし、雇用と就労の拠り処**としている**地域経済活動の基盤が破壊**されてしまうことは知っているのです。しかし政府も国会もそれを真剣に議論などしませんでした。

この国の政治を担う人々の間には、経済活動は、大手企業などが集約的に効率的に進めたほうが良い、とする新自由主義が蔓延しています。**種子法の廃止も漁業法改悪も**そうです。そして今、**森林経営管理法、水道民営化**等々に見るように庶民の、そして地域住民の自治による財産などさえ奪い取るような法律も簡単に誕生し、増えていく気配です。庶民には多国籍資本など大手の、切り捨て自由の安上がりの労働力となるしか生きて行くすべのない社会が私達のすぐ目の前に来ています。この悪夢のような事態が、今刻々と私達の前に迫っています。

## 地方自治の力で業務条例を守ろう

しかし、地域の農水産物を、全国各地の地域住民が、つまりは圧倒的多数の国民が、多国籍資本の収益拡大具になどさせず、私達のこの手に、そして、何よりも地域経済活動の中に、しっかりと生かし続ける方法は、都民、全国の地域住民には、まだ残されています。

その一つ、それは**地方自治の力**です。概略を申し上げますと、卸売市場制度はその開設と運営は地方自治体の自治に委ねられる、とされているからです。そのため、それぞれの卸売市場は、各自治体の卸売市場業務条例によって、その取引のあり方、取引のルールを決める権限を持つ

ています。政府も言葉少なにですが、このことはシブシブ認めています。国が如何に法律を改正しようとも、**地域経済に責任を持つ地方自治体が「うちの卸売市場は従来どおりの業務条例を変更せず、公正・公平な価格形成と流通の体系を維持して行く」と決めればそれで済むのです。**

今、卸売市場法の改悪に伴い、政府の指示で、全国の卸売市場ではその業務条例の見直し作業が、開設者を中心として進められています。しかし、その進め方はハッキリと業者の権利を無視したものです。多くの自治体は、あの小泉・竹中政権以降の流れの中で、国へのソントク癖が広がり、その結果悪法におもねる方向で、まんまと見直しをリードしようとしている自治体が少なくありません。

地方自治権とは、住民による自治であり、それに基づく地方公共団体としての自治のことですから、私達都民、市民が「トンデモ改悪法などに、大切な私達の条例を従わせるなど、もってのほか、従来の公正流通のための条例は一言一句変える必要はない」という声をみんなで、それぞれの自治体に、地方議員達に集中することです。

## 営業権・財産権に基づいて闘おう

もう一つは、卸売市場の仲卸、卸などの業者の営業権、財産権に基づく業務条例見直し反対の闘いを支援し、共にそれに取り組むことです。(この概略) 卸売市場の入場営業を許可された仲卸業者や卸売業者には、許可に基づく営業権・財産権があります。1971年から今日まで、卸売市場法や自治体の業務条例のルールに基づく営業、経営をして来た業者には、今回の改悪法のように、このルールの基本構造が抜本的に変えられ、それによって営業と経営が損害を受けざるを得ない事態となった場合、開設者である自治体は、憲法に基づき、許可業者達の納得と了解を取り付ける義務があります。そして、開設者がどうしても納得を取り付けられなくなったら強制収用の際と同様に、これらの業者全員に損失補償をしなければ、新しい法令に基づいた次元へは、移行することが出来ないのです。これが憲法に基づく(私達の国の法の)問題処理のあり方です。

例えば今、築地市場正門前で、豊洲移転に反対する市場の業者とそれを支援する市民とで「営業権組合主催・お買い物ツアー」を毎週土曜日に取り組んでいます。これが営業権を前面に立てた、行政の強硬意見に対する営業権者の闘いです。東京都は何とかこの闘いをつぶそうと、不当な行政処分を掛けたりしていますが、憲法と法に基づく闘いを、粘り強く継続しています。

豊洲移転についても、業者の権利は同様です。これを無視して移転強行をした東京都政は既に、日本の法体系など踏みにじっているも同然、行政が無法をやる見本です。これと同様に、全国のいくつかの市場では、**営業権と財産権を掲げて業務条例の変更に反対する業者の闘いが始まっています。**その目的は決して補償金目的などではありません。**市民のための公正流通と地域経済を守る**ことなのです。

築地市場営業権組合は、都民の財産である築地市場跡地に市場を再確立することであり、多国籍資本、多国籍トバク資本などに、都民の財産を手渡してはならないと訴えています。

これらの取り組みに、是非、皆さんのご支援をお願い申し上げます。

築地市場営業権組合 代表・村木智義 専用 FAX: 03-6332-8363

メール: [eigyouden-tkj@outlook.jp](mailto:eigyouden-tkj@outlook.jp)